

# 高齢者等の雪下ろし等に係る費用を援助します



## 1. 対象者

次のいずれかに該当する世帯で、**老齢、病弱**などにより除雪作業ができず、**除雪の援助が受けられない、除雪費用の調達が困難な世帯**の方

- ◆おおむね 65 歳以上の高齢者単身世帯および高齢者のみの世帯で、市民税非課税または均等割のみ課税世帯
- ◆障がい者手帳などの交付を受ける障がい者単身世帯、障がい者のみの世帯および障がい者と高齢者の世帯で、市民税非課税または均等割のみ課税世帯

## 2. 対象となる作業の範囲

- ①「対象者が居住している家屋屋根の雪下ろし」及び「屋根の雪下ろしに伴う排雪」
- ②「玄関から道路までの避難路確保のための必要最低限の除雪」

## 3. 支給額

上記範囲の除雪にかかる費用の補助として下記のとおり支給します。

### ①について

⇒1回につき 10,000 円を上限に支給（同一年度に 3 回まで）

### ②について

⇒1回につき 1,000 円を上限に支給（同一年度に 3 回まで）



## 4. 申請の方法

必ず民生委員・児童委員を通して申請してください。

## 5. 申請期限

申請する年度の末まで



## 6. 申請書類提出先（問い合わせ先）

・本庁	介護高齢課	高齢者支援室	電話 0254-75-8935（直通）
・荒川支所	地域振興課	地域福祉室	電話 0254-62-3104（直通）
・神林支所	地域振興課	地域福祉室	電話 0254-66-6113（直通）
・朝日支所	地域振興課	地域福祉室	電話 0254-72-6887（直通）
・山北支所	地域振興課	地域福祉室	電話 0254-77-3113（直通）

（※裏面、補助金申請の流れ）

## 高齢者等除雪費援助事業補助金申請の流れ

- ① 除雪作業を業者などに依頼します。
  - ・トラブル防止のため、あらかじめ除雪費用を確認したうえで依頼してください。



- ② 市役所介護高齢課高齢者支援室または各支所地域振興課地域福祉室に申請書を提出します。
  - ・申請用紙は、市担当課の窓口に用意しています。
  - ・申請書には、「民生委員等の意見」の記入が必要になりますので、必ず民生委員を通して申請してください。なお、民生委員のいない地区については、町内の区長に相談するか、介護高齢課高齢者支援室にご相談ください。
  - ・申請書には、「除雪作業にかかる費用がわかるもの（請求書、領収書など）」と「口座振替申込書」を添付してください。



- ③ 提出された申請書の内容を審査し、補助金の支給決定を行います。  
(審査の結果、要件に該当せず支給されない場合がありますので、あらかじめご了承ください。)



- ④ 「口座振替申込書」に記載の口座へ、後日、補助金を振り込みます。